

経済委員会

令和3年6月4日（金）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

北島委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

それでは議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

本日は、商工労働観光部関係の調査を行います。

理事者側から危機管理調整費の執行について説明したい旨の申出がありましたので、これを受けることにします。

なお、理事者は当該議題に関係のある課の職員を中心に出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

【説明事項】

○ 「みんなで！とくしま応援割」の創設に係る危機管理調整費の活用について

（資料1）

○ 宿泊施設に対するモニタリングPCR検査の実施について（資料2）

梅田商工労働観光部長

商工労働観光部から危機管理調整費の執行に関連いたしまして、2点、御報告を申し上げます。

1点目は、みんなで！とくしま応援割の創設に係る危機管理調整費の活用についてでございます。お手元の資料1を御覧ください。

県民限定の宿泊割引制度、とくしま応援割につきましては、とくしまアラートのステージⅢへの移行に伴い、去る4月25日から一時停止していたところでございますが、この度、とくしまアラートがステージⅠへ引下げとなるなど県内の新型コロナウイルス感染状況に鑑み、今後、県内観光需要の早期回復につなげるため、観光庁の支援制度である地域観光事業支援を活用し、新たに、みんなで！とくしま応援割を創設したいと考えております。

まず、1、実施内容でございますが、期間は6月12日から7月31日まで、規模は宿泊助成を2万人泊分、今回、新たに助成対象とする日帰り旅行を2,000人分、それぞれ予定しております。

内容につきましては、国の支援要件に基づき、宿泊、日帰り旅行代金の2分の1又は5,000円のいずれか低い額を助成することとし、周遊クーポンにつきましては2,000円を上限として提供することとしております。

なお、応援割の実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーの掲示やとくしまコロナお知らせシステムの登録など、感染予防に積極的に取り組む宿泊施設及び旅行会社を対象とするほか、特に6月20日までの集中取組期間中は、宿泊施設の従業員の方々を対象に定期的なPCR検査を手上げ方式により無料で実

施することとし、感染拡大防止のより一層の徹底を図ってまいります。

2の所要額につきましては、危機管理調整費を活用させていただき、ただいま御説明申し上げた対応に係る経費として総額1億8,500万円を予定しております。

次に、2点目は、宿泊施設に対するモニタリングPCR検査の実施についてでございます。お手元の資料2を御覧ください。

先ほど資料1に基づき御説明させていただきましたとおり、緊急事態宣言解除までの集中取組期間において、県内宿泊施設を対象に手上げ方式による定期的なモニタリングPCR検査を実施したいと考えております。御協力いただける宿泊施設の従業員の方々にはおおむね1週間に1回、PCR検査を無料で受検していただき、県では受検いただいた施設に定期検査協力ステッカーを配付し、県民の皆様に広く周知を図ってまいります。

対象施設につきましては、手続中も含め新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーを掲示するとともに、とくしまコロナお知らせシステムに登録済みの施設とし、申込受付は6月7日から6月20日までの期間中、電子メール又はファクシミリにより県へお申込みをしていただきます。

検査概要についてでございますが、検査は民間検査機関へ委託することとし、県へのお申込み後、検査機関から各宿泊施設へ検査キットを送付、その後、検査機関へ検体を返送し、検査結果を報告していただくこととなっております。

なお、初回の検査キット送付のおおむね1週間後に次回の検査キットが届く予定となっております。宿泊施設の皆様には定期的な受検に御協力いただきたいと考えております。

以上の取組を通じまして、県民の皆様に徳島の魅力を安心して楽しんでいただくとともに、県内観光需要の早期回復につながるようしっかりと取り組んでまいります。

報告事項につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

#### 北島委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましてはただいま説明がありました事項に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 岡本委員

応援割については、4月20日に一時停止を決定して再開することなく、5月31日を迎えたとなっております。私自身、応援割が停止になった直後の4月27日に経済団体の皆さんと共に知事の所に行って、ステージⅡになったら再開してくださいというお願いをしておりました。6月2日にステージⅠになりました。下がった段階で速やかに実施するという御報告を頂き、それはそれで感謝をしております。改めて応援割の事業の目的と概要について、もう一回整理をしておく必要があるかと思われるので、お願いします。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、岡本委員から制度の概要と目的についての御質問がございました。

これまで、どの県よりも早く昨年6月から応援割を開始しまして、ステージⅢへ移行

し、一時停止をしました4月25日まで切れ目なく観光需要を喚起したところでございます。

さらには、ウイズコロナからアフターコロナへの事業転換を促進するWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金など、感染防止と社会経済活動の両立を図るため、守りと攻めの両面から機を逸することなく先手先手で強力に支援してきたところでございます。

このような中、去る4月27日には経済3団体から、また一昨日6月2日には宿泊施設と旅行会社の皆様から、新型コロナウイルス感染症の影響に対する観光支援につきまして、とくしまアラートのステージが下がった場合の応援割の実施についての御要望を頂いたところでございます。

さらには、同日6月2日の県新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、とくしまアラートがステージⅠに下がったところでございまして、感染予防対策を十分踏まえた上で応援割を速やかに実施することといたしました。

そこで、この度、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立を図りながら県内観光需要の早期回復につなげるため、観光庁の地域観光事業支援を活用した県民限定の宿泊助成、みんなで！とくしま応援割を創設することといたしました。実施内容といたしまして、宿泊助成に加え、今回から新たに日帰り旅行助成として代金の2分の1又は5,000円のいずれか低い額を適用させていただきまして、周遊クーポンは上限2,000円として発行することとしております。実施期間は6月8日から予約受付を開始しまして、6月12日の宿泊分、旅行分から適用することとし、7月31日までとしております。

#### 岡本委員

6月12日宿泊分から適用、6月8日から予約受付開始とのことなのですが、首都圏とか京阪神は6月20日まで緊急事態宣言が延長されています。本県においても集中取組期間は6月20日までです。今日の提案の分は7月31日までとなっています。実施に当たって感染防止対策というのはどのようにしていくのでしょうか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、岡本委員から実施に当たっての感染対策をどのように図っていくのかと御質問を頂きました。

県では6月20日の緊急事態宣言解除までの間を集中取組期間と位置付けておりまして、引き続き気を緩めることなく、感染防止対策の徹底に取り組んでいるところでございます。こうしたことから、応援割の実施に当たりましては、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例に基づくガイドライン実践店ステッカーの掲示、また、とくしまコロナお知らせシステムの登録など、感染予防に積極的に取り組む宿泊施設、旅行会社を対象としております。

さらに、宿泊事業者の団体の皆様からの要望もございまして、集中取組期間におきまして宿泊施設の従業員に対する無料のPCR検査を実施してまいりたいと考えております。

なお、経済団体や宿泊業界、旅行業界の皆様からの強い要望また国の地域観光事業支援の活用など、速やかな対応が必要であることから、まずは危機管理調整費を活用させていただきたいと考えております。

また、この6月議会において実施について提案を検討していることから、御審議の上、議決を頂きまして開始できるまでの期間を考慮しまして、7月31日までとしております。県民の皆様にも、感染防止対策を十分考慮した上で県内観光を楽しんでいただき、感染防止と両立を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岡本委員

6月2日にステージⅠになったことを受けて、危機管理調整費でこれをお願いしたいという意味だよね。だから7月31日ということになっているのですが、今の発言だと、今はつなぎで6月議会にもう1回提案したいという受取方でいいのでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま、岡本委員から6月議会にということでもいいのかという御質問を頂きました。実施につきましては、この6月議会において提案を検討したいと考えております。

岡本委員

はい、分かりました。そうしたら今の予算で1億8,500万円は7月31日までの予算だよね。積算根拠を説明してくれますか。

利穂観光政策課長

ただいま、岡本委員から予算1億8,500万円の積算根拠についての御質問がございました。

予算額1億8,500万円の内訳としまして、割引原資としまして1億5,400万円。宿泊で7,000円掛ける2万人泊ということで1億4,000万円、また、日帰りにつきましては7,000円掛ける2,000人ということで1,400万円。また、事務費といたしまして3,100万円、内訳としましては振込手数料800万円、周遊クーポンの印刷費で300万円、広報費で280万円、クーポンの銀行での換金手数料220万円、PCR検査キットにつきましては1,000万円、その他、事務費、コールセンター、受付業務、審査業務等で500万円、計3,100万円を見積もっているところでございます。財源としましては、観光庁の地域観光事業支援に係る補助金の活用を予定しております。

岡本委員

はい、分かりました。今までと趣旨は似ているんだけど、ちょっと違うよね。

だから、6月8日から受付というのであったら、もちろんその感染状況を抑えるということはちゃんと説明しなければいけないのだけれども、今度の応援割と今までの応援割の違いをしっかりと周知しないと混乱して変なことになるので、ちゃんとやってください。

PCR検査をするというのはいいいと思うのですが、とにかく、まだまだ感染予防が優先されなければいけない時期です。そこをしっかりと皆さんに理解してもらって、応援割もしっかりやってほしいと思います。これを特に要望します。

余談ですが、僕はどうしても行かないといけない用事があって、5月31日に東京に行ってきました。会場のホテルが新橋、銀座辺りだったんですが、見事に閑散としていまし

て、ホテルのレストランは15か所くらいあるんだけど全部やっていないんです。お昼に食べる所がなくてコンビニに行きました。35人から40人くらいがずらっと並んでいて、すごいなと思ったんですが、そんな状況です。東京はそこまで徹底しているんでしょうね。

徳島も確かに新規陽性者がゼロになってきているんだけど、しっかりやるべきことはやって応援割もちゃんとやってくれないと、なかなか食べられないですね、変な話だけど。そんなふうに思いましたので、よろしくお願いします。

#### 須見委員

何点か、確認させていただきたいと思います。

内容なんですけれど、5,000円か2分の1のいずれか低い金額ということなので、今までは5,000円の所に泊まったら5,000円助成してくれていたのが無料になったんですけれど、5,000円の所に泊まれば2分の1は2,500円で、低いほうが適用されるので2,500円しか出てこないという認識でよろしいですか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、須見委員からみんなで！とくしま応援割の補助の在り方について御質問を頂きました。2分の1か5,000円のいずれか低い額ということでございますので、先ほどおっしゃったように2,500円の補助となります。

#### 須見委員

1万円の所に泊まったら満額の5,000円が出るとなっていますが、安いホテルよりも高いホテルのほうにたくさん人が流れるような施策であってはならないのです。均等にいろいろな所に宿泊してもらうような施策にならないといけないと思いますので、うまいこと5,000円まで使えるような例を掲載していただくような感じで、安いホテルさんにも伝えていただいて、できるだけいろいろなホテルを使ってもらうように周知をしてもらいたいと思います。

もう一つなんですけれど、先ほど課長の答弁にもありましたが、ガイドライン実践店ステッカー掲示店舗が今回対象となるとの話でした。前回のもっと！とくしま応援割に関して言ったら、ガイドライン実践店ステッカーの掲示店舗として載っているのが徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合の74施設で、もっと！とくしま応援割の対象宿泊施設一覧にあるのが207施設となっています。ガイドライン実践店ステッカーを貼っていない所でも、前回は対象になったということではありますが、先ほどの答弁では、今回のみんなで！とくしま応援割に関しては、対象の施設がガイドライン実践店ステッカーの掲示店舗であると思ったんですけれど、そういう認識でよろしいですか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま須見委員から、もっと！とくしま応援割の実施店舗でガイドライン実践店ステッカーを貼っている所は全部ではないと、207施設のうちまだ掲示していない所があるという御指摘でございました。

今回、感染防止の徹底を図る意味でこれを必ず要件として宿泊施設にさせていただくとい

うことでございます。

#### 須見委員

そういう点でも前回のもっと！とくしま応援割とは細かい部分が変わっていますので、しっかりと宿泊施設の方にも周知していただきたいし、利用する県民の皆様にも今回はガイドライン実践店ステッカーを貼っている所でないと対象になりませんということを大きく宣伝していただきたいんです。今回の資料だけでは分かりづらいところが非常に多くあると思いますので、期間までに十分周知徹底していただけるように要望しておきます。

あと、PCR検査の件なのですが、実施期間が20日までと非常にタイトなスケジュールの中で、どういうふうに申込みをして検査して、検査結果がいつ届くのかみたいな詳しいタイムスケジュールを教えてくださいたいと思います。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、須見委員からPCR検査のスケジュールについてお問い合わせいただきました。

今回のPCR検査につきましては、感染防止の徹底を図るため集中取組期間の6月20日まで、県内の宿泊施設の従業員の方々を対象としまして、手上げ方式により定期的な検査を無料で実施するものでございます。具体的な実施手順としましては6月7日から受付を開始させていただきまして、6月20日までに申込みのあった宿泊施設の皆様について定期検査を実施しまして、検査は民間検査機関へ委託することとします。県への申込み後、検査機関から各宿泊施設へ検査キットを送付、その後、検査機関へ検体を返送し、検査結果を報告していただく。

なお、1回当たりの検査期間としましては、検査キットを宿泊施設まで送付してから検査結果までおおむね1週間程度を想定しております。宿泊施設の皆さんにおかれましては、期間中、定期的な受検に御協力いただきたいと考えております。

#### 尾崎商工労働観光部次長

須見委員から先ほど御質問がありました、ガイドライン実践店のみというお話でございます。その前にも岡本委員から、今回、制度が変わるということで入念な周知を御要望いただきました。

まず、ガイドライン実践店につきましては、既に登録いただいている数は御紹介がありましたように70数施設という状況であります。ここに記載してありますように早くは12日宿泊分からも適用できるように、対象施設の中にガイドライン実践店に登録申請中である所も加えてまいりたいと思います。この扱いについてはほかの支援制度でも同様の扱いをしておりまして、それに倣ってまいりたいと考えております。

また、今回、こういった感染防止対策の手続を行っていただく、宿泊助成割合が変わる、クーポンも変わるということで、宿泊事業者の現場において混乱が生じることも考えられます。分かりやすい形で丁寧に各皆様に御案内して、利用されるお客さんにも分かるように宿泊事業者をお願いして、混乱がないように進めてまいりたいと考えております。

## 須見委員

今おっしゃられたように、ほかの協力金また一時金などでも条件としてはガイドライン実践店ステッカーを掲示した店舗又はガイドライン実践店ステッカーを申請し、今後掲示する店舗が対象であったと思いますので、それに準じるような形で周知徹底していただきたいと思います。

また、PCR検査に関しては、もらってから送って約1週間で返ってくるということです。協力施設にはPCR定期検査協力ステッカーを配付するということなんですけれど、これは、例えば従業員全員がPCR検査した所に送るのか、一人でもしてくれたら送るのか、どういうふうに考えてますか。

## 利穂観光政策課長

ただいま、須見委員からPCR検査につきまして、従業員の受検人数によってステッカーを配付するのかどうかと御質問がありました。

基本的には手上げ方式でございまして、人数も小さい所から大きい所までございしますので、人数につきましては宿泊施設の判断に委ねることになると思います。

## 須見委員

それなら、一人でも検査をしたらステッカーは渡しますと。こういうことはないと思うんですけど、例えば宿泊施設側は手を上げないけれど従業員のほうはしてほしいと手を上げた場合、宿泊施設ごとに県に申し込むとなっているわけですけど、そういう人ももしかしたら中にはいるかもしれません。そういう人を排除するのでなく、個人の申込みもしっかりと受けていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

## 利穂観光政策課長

ただいま、須見委員から宿泊施設の意味でなくて従業員の皆様の意思から受検できるようにという御質問がございました。

宿泊施設の経営者の方々に、もし個人的に希望がありましたらそれを断ることなく、施設として一人でも出てきたらこちらのほうに申し込んでいただくようなことでお願いしたいと思います。

## 須見委員

施設の申込みもオーケーだし、個人での申込みもオーケーということで、柔軟に対応して様々な方が検査を受けられるような仕組みにしていいただきたい。その辺の周知徹底もお願いしたいと思います。

## 岩佐委員

私からも何点か、質問させていただきたいと思います。

今回、いろいろと制度も変わったところもあるんですが、その中で今回新規に追加された日帰り旅行関係についてお伺いしたいと思います。これまでの応援割は個人でも利用できたと思うんですけども、日帰り旅行ということで、なかなか救えていなかった、例え

ば旅行代理店、貸切バス業者にもこの施策はプラスになるんじゃないかなと私は期待しております。

そこで、まずこの日帰り旅行の助成についてもうちょっと詳しく御説明を頂けたらと思います。日帰り旅行（旅行商品）という書き方もございます。当然、単純に個人的に日帰り旅行に行ったからというのは対象にならないと思います。この旅行商品というのが、旅行代理店等がツアー造成したものが対象になるのか、日帰り旅行の規模、例えば人数、どれぐらいのグループ旅行等、その代理店が企画したものであれば対象になるのかを教えてくださいましたらと思います。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、岩佐委員から今回に新たに加わる日帰り旅行の内容についての御質問を頂いています。

今回、みんなで！とくしま応援割につきましては、県内観光をより気軽に楽しんでもいただくために、宿泊助成に加えまして新たに日帰り旅行を対象とさせていただいたところがございます。助成内容としましては宿泊助成と同様、日帰り旅行代金の2分の1又は5,000円のいずれか低い額と、周遊クーポンにつきましても同じく2,000円を上限として提供させていただきます。

日帰り旅行についてでございますが、遠足や職場旅行、町内会の旅行等、貸切バスの需要も見込まれるところがございますので、今後、旅行会社を通じて手配旅行、企画旅行、募集旅行、その点でバスを使われたりすると思います。その辺につきまして県内旅行会社と連携しまして、魅力的な日帰り旅行商品を旅行会社の方に知っていただき、そこと連携して県民の皆さんに周知PRしていきたいと考えております。ひいてはこの事業が貸切バスの利用や、旅行会社の皆様の活性化につながると考えております。

#### 岩佐委員

ありがとうございます。少人数でもいいんですけれど、そういった企画をしていただいて、いろいろな方面の活性化につなげていただきたいと思います。一応確認なんですけれども、先ほど宿泊割の場合は県内のガイドライン実践店ステッカーの掲示のある宿泊施設ということであったんですが、日帰り旅行に関して目的地は県内指定とかの制限はあるんですか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、岩佐委員から旅行業者に関しまして、実践店ステッカーも要件にするのかということ……

#### 岩佐委員

それもあるんですけれど、日帰り旅行の行き先として、例えば県内限定とかがまず一つあるのかと、後で聞こうと思っていたんですけれども、業者の感染予防の対策ステッカーの登録のある旅行代理店限定なのかも併せて聞かせていただけたらと思います。

尾崎商工労働観光部次長

日帰り旅行の旅行先についての御質問でございます。今回、観光庁の地域観光事業支援を活用する形なんですけれども、その取扱いの中に居住地と同一県内の旅行を割引支援するというところでございますので、日帰り旅行についても県内でと考えてございます。

もう一方のPCR検査につきましては、旅行代理店については窓口で商品販売あるいは電話等の取次ぎということでございますので、基本的には宿泊施設のほうのPCR検査を考えております。

岩佐委員

PCR検査ではなくて、その企画をツアー造成する旅行代理店がステッカーの貼付業者であるかどうかということに関してはどうでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま、岩佐委員から旅行業者にガイドライン実践店ステッカーの掲示を求めるのかという御質問でありました。こちらも同じく登録とか、ステッカーを貼っていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

岩佐委員

それと前の応援割の場合は個人で利用して個人で申請することもできたわけなんですけれども、旅行代理店がツアー造成してという形になるので、全ての参加者からのツアー参加料であったりとか、助成金とかの事務上の問題というんですか、前は個人でできていたところが旅行代理店が間に入っている形になるので、申請の方法や助成金のやり取りといった事務の事務が旅行代理店等に集中してくるのではないかなと思うんですけれども、この辺の流れはどのようになりますか。

利穂観光政策課長

ただいま、岩佐委員から助成の手続ということで御質問を頂きました。

現制度のもと！とくしま応援割では、個人で宿泊施設を直接利用された方は後日個人で申請されておりまして、旅行会社を通じて宿泊された方につきましては旅行会社にお支払いするようになっております。今後、詰めていく必要があると思いますけれども、日帰り旅行につきましても同じようなスキームで検討しております。

岩佐委員

この日帰り旅行に関しても新しくできたということなので、前までの応援割の制度と変更したところと併せてしっかりと制度を周知していただいて、宿泊がなくても県内旅行としていろいろなところで楽しんでいただいて、代理店であったり、バス業者さんも支援できるように、しっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

梅田商工労働観光部長

先ほど須見委員から頂きましたPCR検査のことで、若干答弁をさせていただきたいと

思っております。

まず、検査対象を従業員全員にするのかというお話があったと思います。これにつきましては、施設の安全・安心を確認していくということでございますので、原則として従業員全員に受けていただきたいと考えております。ただ、様々な事情等があると思いますので、そのあたりは柔軟に対応していきたいと思っております。

もう1点、従業員からの受検希望というお話があったと思います。その部分については施設単位の制度としておりますので、従業員の方が受けたいけれど管理者の人がどうもという話等がありましたら、県のほうに御相談いただければその事業者と従業員の方の間で調整していきたいと考えております。基本的には施設単位で受けていただきますので、従業員一人の方から申請があってそれを受け付けてやり取りするという形でなくて、施設単位で検査を受けていただいて検査結果をお送りするという形になりますので、そのあたりは御相談いただければ県として相談に乗っていききたいと考えております。

仁木委員

岩佐委員の質問によく似ているんですが、国のメニューでやっている部分でありまして、多分国の財源が10分の10だと思うんですけども、その中でも先ほどのお話を聞いておりましたら、県内の観光に限りますね。だから県内の人が県外に行って使えないのと同じように、県外の方が県内に来ても使えないという認識でいいんですよね。

利穂観光政策課長

ただいま、仁木委員から県外から来られた場合ということでお問い合わせいただいております。これは飽くまで県民の方が県内で旅行される場合に限りさせていただくということで、そのとおりでございます。

仁木委員

財源が国の10分の10でありますから、今の質問は確認を取らせてもらったんですけども、下のほうに参考でもっと！とくしま応援割の分から書いていただいております。4月25日から一時停止をしているというところでもありますけれども、停止するというのは、作業的には何を停止したのかというのを教えてもらいたいです。

というのは、宿泊した時に宿泊証明書を頂いて御自分で申請されると思うんですけども、宿泊証明自体を停止されたのか、宿泊証明を渡しているけれど受付を停止されたのかというところが分からないのです。例えば停止期間中でも宿泊証明を渡していたら、それを元に再開したから出す人がいるのでないかなと、そういった混乱が想定できると思うんですけども、どんな感じなんですか。

利穂観光政策課長

ただいま、仁木委員から停止の概要ということで、もっと！とくしま応援割は、4月25日の宿泊分から停止させていただいたということで、それ以前に宿泊された方につきましては当然証明書が出ておりますので、それをもって交付申請助成申請をしていただくことは可能ということでございます。

仁木委員

停止というのは、宿泊証明書を各宿泊施設が出していないということでもいいんですか。

利穂観光政策課長

ただいま、仁木委員から停止した25日以降宿泊証明書を出していないかということに対してはそのとおりでございます。出しておりません。

仁木委員

そしたら、把握されていなかったら付託委員会でもいいのですけれども、実際に4月25日から停止しても宿泊はできますよね。停止したことによってキャンセルがどれくらい出たのか数字を拾って分析していただければと思います。

それは要望としておき、ここから中身のほうに移っていきますが、とくしま応援割は最初定額で5,000円から始まりました。これは宿泊施設の事業者の方々の支援ということが前に出ておりましたので、一人が何泊してもよかったところから始まりました。その後に不正受給がありまして、一人当たりの宿泊の日数が限られてきました。その後は、もっと！とくしま応援割という格好で移ってこられたというところです。

今回、国の観光庁の補助金を利用しているということで、2分の1又は5,000円のいずれかというところで、今まで上がってきた分が下がっています。

この制度を今回継続して作っていくことは、事業者の皆さんにとって支援になると思うので大いに賛成なのです。地元の宿泊事業者の方も周遊クーポンが付いて5,000円にしてくれて良かったと言っていました。国のメニューが出てくることを事前に勉強されて知っている業者もいらっしやいまして、こういった制度をできるだけ長く続けてほしいという声も聞いております。その時にこれを見て思いましたのは、2分の1かいずれかという事業に組み立てる際に、これまで同様にした場合にはどれぐらいの県費の負担が掛かるのかとか、そういったことも御検討、分析されているのなら教えてほしいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま、仁木委員からこれまでの制度から今回の制度に移行するに当たって、5,000円の定額が2分の1か5,000円のいずれか低い額と、更にクーポン券の上限が2,000円となったということで、その差額につきまして積算、検討されたかという御質問でございます。

もっと！とくしま応援割につきましては1万円ということで、今回、最大で5,000円と2,000円で7,000円ということで、その差額で3,000円に2万2,000人泊を掛けると6,600万円という額が出てきております。この厳しい状況の中で、ほかに危機管理調整費としましても使用の用途があると思いますし、厳しい県の財政状況も鑑みて、まずは国への提言で実現しました地域観光事業支援を活用した取組を始めたいと考えたところでございます。

仁木委員

6,600万円の上乗せがあれば同等のメニューとして組立てはできるということで、別に

そうやって組み立て直してもいい制度になっているということでよろしいのですよね。

利穂観光政策課長

国の地域観光事業支援でございますが、県での独自の上乗せは可能でございます。

仁木委員

ですから、制度上そういった格好で元に戻すことも可能だと思うのです。

先ほどの岡本委員のお話からしましたら今回の制度は一旦のつなぎということでありますから、それをすぐしなさいという話ではないのですが、今後、以前と同等の制度に戻すことも含めて検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に1点、確認です。もっと！とくしま応援割はステージⅢへの移行に伴って中止しました。今回のみんなで！とくしま応援割は、感染状況はどういったところで一旦停止するという判断をされるのかということは、随時だとは思っておりますけれども見通しとして必要だと思うので、どのようにお考えになられていますか。

利穂観光政策課長

ただいま、仁木委員から停止の要件についての御質問がございました。観光庁の地域観光事業支援の要件がステージⅡ以下となっておりますので、基本的にはステージⅢになると、それを基にいろいろなことを勘案しながら停止について検討したいと考えております。

仁木委員

分かりました。有意義な事業になりますようにお願いしまして、質問を閉じさせていただきます。

扶川委員

ちょっと聞き漏らしたところもあるので、それも含めて順不同にお尋ねしますが、日帰りの旅行というのはもう一つイメージが湧かないのです。さっき岩佐委員から質問がありましたけれど、個人もいけるのですね。例えばホテルに食事にだけ行ったら2,000円が使えるのですか。そうではないのでしょうか。一体どういう利用形態が想定されているのか、もう少し教えてください。

利穂観光政策課長

ただいま、扶川委員から日帰り旅行の形態についての御質問がありました。

基本的には日帰り旅行につきましては、交通機関、JRとかバス、タクシー、それプラス食事でありますとか、観光地を巡るとかのパックといったものが旅行商品と言われておりまして、その旅行商品を日帰りで楽しんでもいただくということで、例えば単なる交通機関の手配とか、換金率の高い旅行商品は除外されます。それ以外のものでありましたら、基本的には旅行会社を通じて御購入いただければ助成可能ということでございます。

扶川委員

バスとかタクシーの業者を通じてパックでやる場合にそれを助成するという話ですね。分かりました。要するに個人で勝手に予約して行くのは駄目ということですね。

もう一つは、PCR検査で結果が返ってくるのに1週間も掛かるというのですけれど、20日までしかできないのだったら、もっと簡便に抗原検査とかそういうのを考えないのはどうしてですか。

利穂観光政策課長

ただいま、扶川委員からPCR検査期間につきまして1週間ということで、その他、抗原検査等々をやってはどうかという御質問だったかと思います。

県の集中取組期間としまして6月20日までとさせていただいております。今後の状況は各県の緊急事態宣言等々の状況にもよると思いますけれども、まずは20日までのモニタリングPCR検査ということで、6月7日に申し込まれた場合に最大3回までの定期検査を受けるのが可能といったところで対応していきたいと考えております。

扶川委員

したいというのは分かるのです。理由が分からなくてお尋ねしているのです。これは飲食店の時にも危機管理環境部関係の県土整備委員会で委員外議員として申しましたけれど、例えば、市町村が実施するワクチンの接種で優先接種をすれば、抗体検査や抗原検査、PCR検査をする必要はないじゃないですか。お客さんにしても抗原検査をキットでしていただくことを推薦すれば、15分とか40分ですぐ結果が出るじゃないですか。

だから、本当に感染予防していくのにPCR検査を一人分送ったら1週間掛かって結果が返ってくるという悠長なやり方が有効とはどうも思えないのです。即結果が出るかあるいは1回接種すればずっと検査を受けなくていいとか、そっちのほうの方が有効なのではないかと思うのですけれど、どうしてこのPCR検査というやり方にしたのかがよく分からないので教えてください。

尾崎商工労働観光部次長

PCR検査についての御質問でございます。

ワクチン接種の話がございました。ワクチン接種が進めば、今のような状況は大きく改善していったら、感染防止対策の在り様も変わってくるものと考えています。

現状、6月20日までの集中取組期間ということで、先に飲食店を対象としたPCR検査の実施が始まっております。商工労働観光部としても、これに足並みをそろえる形でほぼ同様の制度でPCR検査という方法で実施してまいりたいと考えております。

扶川委員

危機管理環境部のほうでも同じようにやっていますから、そうなのだけれど、私はそれに意見があるのです。学校の先生なんかは優先して高齢者と同時にやったりしています。私は飲食店の関係者であったり、接客業であったり、人とたくさん接触する人は優先して打ってあげたらいいと思うのです。例えば市町村で、予約したけれども打ちに来なくて

余ったら、その分を学校の先生もいいでしょうけれど、例えば観光に関係する接客業でしょっちゅう人に会っている人たち、あるいは飲食店の人たちに優先して打ってあげるとか、そういう方法もあるだろうし、何と言ったって抗原検査は早いし、安いし、なぜそれを使わないのかな。精度は多少落ちますけれど、1週間もそのまま働き続けて、あとで陽性と分かったなんて取り返しがつかないじゃないですか。スピードが大事じゃないですか。危機管理環境部がそうやっているから商工労働観光部もそうやろうというのでは、ちょっと理由としては納得がいかないという意見として申し上げておきます。

#### 勝川商工労働観光部副部長

PCR検査についてですが、先日6月2日に宿泊事業者から知事に対して応援割の早期実施について御要望を頂きました。その際に、県で飲食店を対象にPCR検査をしているということで、業界のほうも同様の検査を是非やりたいので、それに対して支援を頂きたいという要望を頂きました。

こうした状況を踏まえまして、我々としまでも危機管理環境部でされているような同様のPCR検査をして、安全・安心をしっかりと確保していきたいと考えております。

#### 扶川委員

別に反対しているわけではないので是非やっていただきたいのですが、もっと簡便に早くやったほうが効果的と思うので意見を申し上げただけのことです。

それから、ガイドライン実践店ステッカーを普及していくということですが、飲食店の場合は業界団体をお願いして業界団体がガイドラインの実施状況を点検に回ったりしたわけですが、商工労働観光部で扱っている制度についてはどのようにされるのですか。

#### 利穂観光政策課長

これまでのもっと！とくしま応援割につきましては見回りは実施しておりません。

#### 扶川委員

飲食店ほどは感染の中心になっていないから、そこまでやらないということなのですか。ガイドライン実践店ステッカーを貼ればとにかくOKと。感染予防の観点からすると中途半端な気もするのです。きちんとガイドラインを守られているかどうかは誰かが見ていかないと有効な対策とならない場合もあるのではないかと思います。それはどうですか。

#### 尾崎商工労働観光部次長

飲食店の見回りに関連しての御質問でございます。

飲食店につきましては、営業時間の短縮要請といういわゆる権利の制限を掛けて、それに対して給付金を支給するということで、非常に重い内容と考えています。

今回の応援割につきましては、要件としてガイドライン実践店ステッカーの貼付などとしておりまして、先ほど答弁したとおり個々の施設に立ち入る際には当然見てはおるのですけれども、一斉に点検ということはありません。

ただ、内容の重い軽いではないのですけれども、それを要件としている以上、今後につきましてはその確認について検討してまいりたいと考えています。

#### 扶川委員

もし万が一感染者が発生したら大変ですから、点検してあげるほうが親切かなと思うぐらいのもので、私はやっぱりお金を出す以上はそこまでしたらどうかなと思います。これも意見として、是非やってほしいと思います。

それから、応援割の効果についてです。2日ほど前にある鳴門の業者さんと生活福祉資金の申込みに行ってきました。確かに応援割も一定の効果はあったけれども、GoToトラベルのほうが助かったと。GoToトラベルのほうが私の所みたいな観光旅館だと効果があるのだけれど、応援割だけでは十分ではないという声もありました。前々からずっと議論してきましたけれど、人気のあるホテル、旅館と人気のないところで極端な差があって、数千件からゼロまで幅があるでしょう。先ほども仁木委員から同様の趣旨の発言がありましたけれど、この問題は私も何とかしてあげたいと思うのです。そのあたりの配慮についてはどのようにお考えですか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、扶川委員から小規模施設に対する配慮という御質問を頂きました。

県観光情報サイト阿波ナビにおきまして、施設の大小にかかわらず各施設の魅力や特色が写真で分かるように、リンクを貼りまして一覧にして分かりやすいようにページを作成しております。そちらを御覧いただいて、たくさん魅力的な施設があるというところを周知徹底していきたいと考えております。

#### 扶川委員

努力する業者に対して情報提供するということをしていると、それは良いことだと思うんですけどね。それも努力する体力、資力を持っている業者について言えることで、私が一緒に相談に行った業者は電気代も払えない。月々何十万円も電気代が要るのだけれど、宿泊客がほとんどゼロに近い状態になっている。もう潰れるまでカウントダウンだというような状況でせめて生活だけでもやっていかなければいけない。かつては大きな商売をやっていたのだけれども、とにかく潰さないように、最低でもパートの方にお金を払いたい、電気代だけでも払わないとどうにもならない。そんな切羽詰まった状況で生活福祉資金の申込みに行ったのです。たった20万円で首の皮1枚でつながりかけているような、あるいはつながらないかも分からないという業者もおるわけです。

そのあたりの現場の状況を十分把握した上で必要な手立てを打っていくというのが支援するときの大事なやり方だと思うのです。場合によっては直接支援というのも必要なのではないかと思うのです。少し話が広がってしまって申し訳ないですけど、基本的なことで、旅館、ホテルでコロナ禍の中で追い込まれて廃業等に至った数とか、そういう現状は把握されていますか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、扶川委員から大規模施設に支援が偏っていると、小規模施設には行き届かなくて廃業に追い込まれている所も出てきているということで、その状況について把握しているのかといったことをございます。

宿泊業への影響につきましては、御承知のとおりかなり悪い状況でございまして、廃業に追い込まれたという数字は手元には持ち合わせておりませんが、非常に厳しい状況というのは承知しております。

一方で、応援割がマイクロツーリズムに貢献したりでありますとか、県民の皆さんの魅力の再発見につながっているということは事実でございますので、小規模施設の皆さんに関しましては、引き続き配慮していきたいと思っております。

#### 尾崎商工労働観光部次長

小規模の事業者の支援ということでありまして、宿泊事業者をはじめ県内の中小事業者を支援するために、これまでも融資連動型の給付金による資金繰り支援とか、感染防止対策と経済活動の両立を支援します「新生活様式」導入応援助成金、これに加えて、観光に特化した形でとくしま応援割ということで、いろんな施策を組み合わせる形で実施してまいりました。こういった中で、それぞれ施策を御利用いただいております。

そこでなお、小規模の事業者のほうには支援が行き届いてない、宿泊事業者のほうには支援が行き届いていないという状況であることも承知しております。

全国知事会においても、こういった状況を受けまして国に対する提言といたしまして、これまでの地域観光事業支援の恩恵にあずかれない小規模零細な宿泊業、旅行代理店、貸切バス、タクシー、こういった事業者へのきめ細やかな支援を創設することとする政策提言を実施しておるところでございます。

#### 扶川委員

分かりました。国にも言っていて有り難いですが、県としても実態を把握されているのであれば、もう本当に青息吐息の業者がいっぱいあるわけですから、すぐに手を差し伸べる緊急性も要るわけです。

そういう業者のSOSをあらゆる融資から助成も含めて、1本で相談できる窓口があつていいと思うのです。作るとしたら経営のことなのでやっぱり商工労働観光部ではないかと思うのです。私が今御紹介した業者はあっちへ行って断られ、こっちへ行って断られ、去年の話ですが政策金融公庫に行った時は、いろいろな理由がありますけれど貸せないと、来年まだやっていたらまたおいでと言って帰されたのです。ちょうど1年たったので、また行こうかと言っているのだけれど、その方が生活福祉資金で何とかつなごうと思って必死なのです。もう本当に大変な状況で、来年やっていたらまたおいでというのは本当に屈辱的で歯ぎしりして帰ったと言っていましたけれど、そういう冷たい対応をする所もあるのだなとあきれました。

県民業者の代表として親身に相談に乗って、一部に変な人もいるのかも分からないけれども、いろんな施策につないであげて、伴走型でやれとまでは言いませんけれども、少なくともこの窓口に行ったら何度でも相談に乗ってくれて、何度でもここに行ったらどうですか、あそこへ行ったらどうですかと紹介してくれるという仕組みを作っていただきたい

です。もしそういう窓口がないのであれば、そのあたりりを御検討いただきたいと思うのですけれど、どうでしょう。

出口商工政策課長

ただいま、扶川委員よりワンストップの相談窓口を設置してはどうかという御質問がございました。

商工労働観光部といたしましては、昨年3月であったと思いますけれども、新型コロナウイルス感染の国内1号が発生しますと、直ちに商工労働観光部を挙げて労働相談、経営相談、あと観光セクターのほうは観光に関する事業者からの相談窓口を開設いたしますとともに、経済団体の方々にも御協力いただきまして、商工会連合会、商工会議所、また専門機関としてのよろず支援拠点、とくしま産業振興機構、また銀行も加えましてネットワークを形成いたしまして、県内中小事業者の皆様からのあらゆる相談にきめ細やかに相談に対応する体制を構築しているところでございます。

ただ、新型コロナウイルスの感染拡大が未収束という中で、まだまだ先が見通せない中、国からのいろいろな施策も登場しております。事業者の方にとっては、どの施策が自分の事業の改善とか資金繰りに対して有効に役立つのか、また申請も簡素化されていますけれども、やはり事業者の方にとってはなかなか複雑で、御相談いただいたら申請可能という所でも諦めている方が中にはいらっしゃるかと思います。コロナ禍が1年を過ぎてワクチン接種は始まりましたけれども、まだまだ事業者の方の苦しんでいるという声は我がほうにも届いておりますので、今一度そういうネットワーク体制があるというところを情報発信を更に強化して、県内事業者の業と雇用を維持、確保してまいりたいと考えております。

扶川委員

是非よろしく願いいたします。その際、本当に生活が支えられない人は生活福祉資金みたいな福祉の資金にも頼る人がおるのです。そことも連携できるように、とにかく文字どおりのワンストップでつないで、助けられるまでできるだけ寄り添って相談するという窓口を是非、あるのでしたらリリースしていただきたいし、制度が十分でないのであれば作っていただきたいし、よろしく願いします。

北島委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。ただいま、達田議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは達田議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言については議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。それでは質疑をどうぞ。

達田議員

私がお尋ねしたいのは6月12日からとなっているのはどうしてなのだろうかということです。というのは、緊急事態宣言が行われている10の都道府県は6月20日まで宣言下にあるのです。そういう中で大阪、京都、兵庫とか非常に近い所がそういう大変な状況になっている。徳島県は感染者が減ったから安心だということで12日からこういう取組をしますと、徳島は安心だというイメージで県外から来られてしまうのではないかなという心配があるわけなのですけれども、その点をお尋ねしたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま、達田議員から6月12日の開始についての御質問がございました。

一昨日、旅行業協会、宿泊業会等経済界から御要望いただきまして、さらにはアラートがステージⅠに下がったということで、できるだけ早い時期でと御要望いただいておりますので、事務の手續等々を鑑みまして、最短の6月12日にさせていただいたところでございます。

感染対策につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、ガイドライン実践店ステッカーを掲示したり、とくしまコロナお知らせシステムを活用したり、さらには先ほどからおっしゃっているPCR検査を実施することによって、感染防止の徹底、経済と応援割との両立を図っていきたいと考えております。

達田議員

急いで取り組む必要があると、非常に困窮されている宿泊所はたくさんあるということでそれは分かるのです。6月20日の緊急事態宣言が再延長になるかどうかは分かりませんが、百歩譲って良い方向に向いてきたとして、その状況の下で6月20日以降に判断するというのは分かるのですけれども、今の時期、ちょっと早過ぎるのではないかなと私は思うのです。その点についてもう1回、お答えいただけたらと思います。

利穂観光政策課長

再度ということで、6月12日が早過ぎるのではないかという御質問を頂きました。先ほどの繰り返しになりますけれども、業界の皆様方から強い要望を頂いております。かなり苦しい状況が続かれています業者の方々もいらっしゃるということで、県内は感染状況が落ち着いておりますので、もちろん県内の方に限定することで両立、徹底を図って進めていきたいと考えております。

達田議員

昨年6月8日から8月31日までということで、とくしま応援割が出ました。この時、私もこれは大変良い制度だということで賛成をいたしました。この時は県外から余り交流しないようにしましょうという雰囲気が非常に強くて余り行き来がない状態でしたので、徳島県内で県内の方が宿泊所を利用するというのは大変良いことだったのですけれども、今、全国的に非常に感染状況が大変な状況になっていても、人の往来は自粛してくださいよというのはありましても、来ないようにしてくださいという、そういうきつい

ことはありませんので、緊急事態宣言下の都道府県からもお客様はお見えになることはあるかと思うのです。

ですから、徳島県は安心だということになりますと、どっとそこに集中するおそれがあると思うので、是非その点は十分な配慮と言いますか、対策をとっていただきたいと思うのです。その点で一つ、PCR検査ももちろんですが、人流調査を危機管理環境部でやっております。徳島駅周辺とか富田町、秋田町周辺で、緊急事態宣言が発出されている5府県、主に近畿、中国地方を対象にGPSで調査しているということで、現在は徳島駅周辺も富田町、秋田町も昨年に比べて少ないという状況が出ていますけれども、宿泊の多い所はこういう調査をしておくべきではないかと思うのです。

例えば、一番多いのが東部地域ですよね、それから南部、西部とだんだん少なくなっていくのですけれども、昨年の答弁で見ますと、宿泊が多い宿泊施設が限られているのです。たくさん泊まりましたというのが1施設です。2,500人泊が1施設、1,200人泊が1施設と、大きな所に集中しているということです。少なくともそこへの人流調査というのは、簡単にできるのですのですのですべきでないかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

利穂観光政策課長

人流調査につきましては、危機管理環境部のほうでデータをある程度持ち合わせていると思いますので、そちらのほうと連携しながら検討してまいりたいと考えております。

達田議員

1本でいくということですか。どうなのですか。

利穂観光政策課長

危機管理環境部のほうでデータを持っていると思いますので、商工労働観光部では今のところやる予定はございません。

達田議員

これは要望ですけれども、お客様がたくさん泊まれるであろうと、今までも泊まってきたという場所は、その付近を調査しておくべきではないかと思いますので、是非よろしく願いいたします。

先ほどまでも委員からいろいろ御指摘がありましたように、せっかくこういう良い制度を作っても格差が大きいということで、大きなホテルにはたくさん泊まるけれども、小さな所にはなかなか泊まっていだけないという状況です。その格差の解消というのを具体的にどのようにしてきたのか、特に四国4県は宿泊所の特徴として、お遍路さんの宿が多いわけなのです。安いですから5,000円ぐらいで泊まれる所があるわけなのですけれども、そういう所は八十八箇所霊場を回っておられる県外からのお客様がほとんどなのです。小さな遍路宿の中には、県外のお客様が来てくれないし、もし来てくれたとしても感染リスクが怖いと、だから終息するまでの間、宿を閉めている方も何軒かお聞きいたしました。そういう所こそ支援するべきではないかと思うのです。前々年度の宿泊数、収入と

比べて今どれだけ落ち込んでいるかということと比較して支援する制度にしたほうが、私は効果的ではないかと思うのですけれども、どうしても人の流れを作って泊まっていただくという制度でないといけないのでしょうか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、達田議員から給付金という形では駄目なのかという御質問がございました。給付金につきましては、国の経済産業省の月次支援金等がございますので、そちらを御活用いただくとともに、先ほどから申し上げていますが、全国知事会のほうで零細中小業者に対しまして要望しておりますので、そちらの動向も注視してまいりたいと考えております。

#### 達田議員

是非、小さな所が救われるような制度を考えていただけたらと思います。

最後に、去年はとくしま再発見ツアーというのがありました。今回、出ております日帰り旅行は旅行商品ということなので、恐らく旅行会社が企画したものとかが当てはまるのではないかと思うのですけれども、あの当時は小型バスで行くとか、乗り合いタクシーを使って小グループで行くとかいうことで、行った方の評判は非常に良かったです。けれども、手続が非常に煩雑ということもあって残念なことに予定していた数がこなせなかったのです。もしこれが行けるようになったとして、小さな旅行会社、タクシー会社、それからバス会社が企画して行けるようにしていくべきでないかと思うのですけれども、それは手続の煩雑さとかそういうことを取っ払って、もっと行きやすい状況になるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

#### 利穂観光政策課長

ただいま、達田議員から、事務の簡素化でありますとか商品の魅力といいますか、その辺につきまして御質問を頂きました。手続の簡素化につきましては、できるだけ分かりやすく、皆さんに御理解いただきますよう、こちらから周知させていただきたいということでございます。旅行商品につきましては、徳島県旅行業協会と引き続き密に連携しまして、県民の皆さんにとって魅力的な商品として御利用いただけるように努めていきたいと考えております。

#### 達田議員

日帰り旅行につきましては、去年は小さい会社でも企画したら自分でパンフレットを作って、ポスターを作って貼り出さなくてはいけないとかいろいろあり、手続も用紙に何枚も書かなければいけないということで、非常に面倒だったというお話を聞きました。是非そこを簡略化していただいて、県がこういう企画がありますよというのを一括して出してあげることも必要かと思っておりますので、是非その点を工夫していただけたらと思います。よろしく願いをして終わります。

#### 北島委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で商工労働観光部関係の調査を終わります。

これをもって経済委員会を閉会いたします。（11時54分）